

【論文 10】

Mahāpajāpatī Gotamī の生涯と比丘尼サンガの形成

森 章司
本澤綱夫

【0】はじめに

[1] マハーパジャーパティー・ゴータミー (Mahāpajāpatī Gotamī) については、釈尊の生母マーヤー (摩耶) 夫人が出産直後に亡くなった後、養母として釈尊を養育したことと、最初の比丘尼となり、これによって比丘尼の制が成立したことがよく知られている。

「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」は、釈尊の生涯とともに釈尊教団の形成過程を明らかにすることを目的としているが、そのためには、有力仏弟子・在家信者がいつごろどのように帰化したかという人的側面と、祇園精舎などの歴史的建造物がいつごろどのように建立されたかという物的側面と並んで、サンガ運営制度がいつごろどのように整備されたかという制度的側面からのアプローチが求められる。そういう意味では比丘尼の誕生は、これによって千年続くはずの正法が五百年に減じたとされるほどの、一つの時期を画する出来事であった。そしてこれがいつごろのことかが分かれば、比丘尼が登場する経典や律規定は、それ以降に釈尊が説かれたものと推定することが可能になる。本稿では、マハーパジャーパティー・ゴータミーと釈尊ならびにその周辺との関係と、比丘尼サンガ創設に関わる問題を中心に取りあげる。

なお Mahāpajāpatī Gotamī (Skt:Mahāprajāpatī Gautamī) という名の漢訳には次のように多くのものがある。瞿曇彌大愛 (1)、摩訶簸邏闍鉢提瞿曇彌 (2)、大生主瞿曇彌 (3)、摩訶波闍波提 (4)、摩訶波闍波提瞿曇彌 (5)、大愛道瞿曇彌 (6)、大愛道橋曇彌 (7)、大世主喬答彌 (8)、摩訶卑耶和題俱曇彌 (9)、大生主喬答彌 (10) などで、しばしばこの一部のみでも使われる。

このうち「摩訶」は 'mahā'、「波闍波提」「簸邏闍鉢提」は 'pajāpatī'、「瞿曇彌」「橋曇彌」「俱曇彌」は 'Gotamī' の音写であって、「大」は 'mahā'、「生主」「世主」は 'pajāpatī' の訳語であるが、「愛道」や「愛」はよくわからない。『大愛道般泥洹經』(大正 02 p.867 上) は「摩訶卑耶和題俱曇彌」と音写するが、この中の「卑耶」は 'piya (Skt. priya)' に相当し、これが「愛」にあたるのかも知れない。また「和題」が 'pajja (Skt. padya)' に相当するとすれば、これが「道」にあたる。

なお以下における論述では摩訶波闍波提を用いることにする。ただし引用文中では原則としてその文献に用いられている語を使った。

なお Mahāpajāpatī は名であるが、後に検討するように Gotamī を彼女の姓とする資料もあるけれども (11)、おそらく Gotama 家に嫁いだ女性を表すものであろう (12)。

(1) 『中阿含』116「瞿曇彌經」(大正 01 p.605 上) など。

- (2) 『中阿含』180「瞿曇彌經」(大正01 p.721下)
- (3) 同上など。
- (4) 『雜阿含』276(大正02 p.073下)、『五分律』「羯磨法」(大正22 p.160中)、
『四分律』「三十捨墮法」(大正22 p.606上)、『分別布施經』(大正01 p.903中)、
『賢愚經』(大正04 p.434上)など。
- (5) 『五分律』「比丘尼法」(大正22 p.185中)、同「五百集法」(大正22 p.191中)、
『十誦律』「明三十尼薩耆法」(大正23 p.050中)など。
- (6) 『增一阿含』05-01(大正02 p.558下)、『僧祇律』「明單提九十二事法」(大正22
p.347上)、『四分律』「九十單提法」(大正22 p.647中)、『出曜經』(大正04
p.691中)など。
- (7) 『僧祇律』「明單提九十二事法」(大正22 p.346上)、『大方便佛報恩經』(大正03
p.153中)など。
- (8) 『根本有部律』「使非親尼浣故衣學處第四」(大正23 p.721上)、『根本有部律』「雜
事」(大正24 p.248上)など。
- (9) 『大愛道般泥洹經』(大正02 p.867上)など。
- (10) 『大毘婆沙論』(大正27 p.894上)
- (11) *Therīgāthā-A.* (pp.140~141)
- (12) 欧米でも日本でも既婚の女性は其の夫の姓をもって〇〇夫人とか、Mrs.〇〇と呼ばれる。
現在のインドでも然りである。結婚の前の姓がそのまま残されるのは、儒教の影響下にある
中国・韓国のみである。

[2] 本稿で取り扱う文献は次のように大きく2つに分ける。これはこの総合研究に一貫する資料観に基づいたものである。

A 文献；原始仏教聖典（パーリの5ニカーヤと漢訳の4阿含および別訳雜阿含、ならびにこれらの單訳經、パーリの *Vinaya* とそれに相応する漢訳律藏）

B 文献；初期仏教聖典（*Apadāna* や *Jātaka*、根本說一切有部律などの一般には原始仏教聖典に分類されているがその後期に成立したと考えられる文献と、經・律の諸注釈書、仏傳經典、アビダルマ等）

なおここではこれら文献に記されている摩訶波闍波提の事績に関する記述を「資料」と呼ぶ。資料には必要に応じて番号を付して整理したが、A文献資料は〈 〉で示し、B文献資料は斜体の〈 〉で示した。

そして我々は資料の信頼度を

第1次水準資料 パ・漢の原始仏教聖典（A文献）に共通する資料

第2次水準資料 パーリの原始仏教聖典独自の資料で、漢訳聖典とは共通しない資料

第3次水準資料 漢訳の原始仏教聖典独自の資料で、パーリの原始聖典とは共通しない資料

第4次水準資料 原始仏教聖典のアッタカター（注釈書）や、後の時代に成立した「仏傳經典」などの資料、すなわちB文献資料

と考えていることも、従来と同じである。

また資料紹介の順序は、従来の論文あるいは資料集の例にのっとり、經・律の順序とし、そのなかではパーリを先に漢訳を後にし、經は *Dīgha-Nikāya*（以下 *DN.*と略する）、長阿含、*Majjhima-Nikāya*（*MN.*と略する）、中阿含、*Saṃyutta-Nikāya*（*SN.*と略する）、雜

阿含、別訳雑阿含、*Āṅguttara-Nikāya* (AN.と略する)、増一阿含、*Khuddaka-Nikāya* の *Dhammapada*、法句経など相応漢訳、*Udāna*、*Suttanipāta* の順、漢訳律は『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』の順とした。B文献資料は原則としてパーリ系統のものを先にし、漢訳・サンスクリットのを後にした。またページは数ページにまたがる場合も、原則として資料の最初の部分を示した。

なお【論文8】の「摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究」(本「モノグラフ」第9号に掲載。以下単に「モノグラフ」という場合は本「モノグラフ」をさす)では、大乘の経・論や中国撰述の文献をも調査して、これを「C文献」として扱ったが、これらはほとんどすべてがA文献ないしはB文献に基づいており、この研究にとって有用なデータは存在しないと判断されたので、ここではこれを扱わなかった。

なお本研究が「個別研究」に進んできている現段階では、A文献資料を優先する方針でありながら、どうしてもアッタカターや仏伝経典などのB文献資料に頼らざるを得ないような問題が増えてきている。A文献に問題を解決してくれるような資料が存しないという場合が多くなってきているからである。そして本稿でもまさしくそういう状況となってきた。そこで以下にこのようなB文献資料の扱い方の一応の方針を定めておきたい。

大きく分けるとこの作業において採用する資料と、採用するに足らない資料になる。もちろん採用するにしても、条件付きの採用であることは言うまでもない。

そして端的に言えば、採用する資料は、①合理性のあるB文献資料であり、採用するに足らない資料は、②合理性のないB文献資料、ということになる。

その場その場で臨機応変に処理しなければならないが、それぞれは次のような基準を設定しよう。

①合理性のある資料

- 1、A文献資料と矛盾しない資料
- 2、われわれが設定するさまざまな条件と矛盾しない資料

②合理性のない資料

- 1、A文献資料と矛盾する資料
- 2、固定的イメージに基づいた資料：本稿を視野において言えば、例えば *Kapilavatthu* でのエピソードをすべて釈尊成道後の帰郷に結びつけるような資料
- 3、誇張された資料：本稿を視野において言えば、摩訶波闍波提を120歳で入滅したとする資料
- 4、われわれが設定するさまざまな条件と矛盾する資料

である。

ただし①の2や、②の4については、あまりにもご都合主義にすぎるといふ非難の声が聞こえてきそうである。確かにその非難は甘んじて受けなければならないが、この評価はひとえにわれわれのこれから書く論文の説得力にかかっているといえるであろう。

なお不思議なことに、B文献資料については多くのものが南方伝承と北方伝承で重なる。だから信頼度が高いという場合もあるであろうが、多くは②合理性のない資料に含めるべきような伝承が多い。アッタカターが制作された時代は、南北の交流がわれわれが想像する以上に進んでいたと考えられることは、パーリのアッタカターと漢訳阿含経の内容にオーバー

ラップなどが見られるなど、徐々に解明されつつある。それはわれわれが作業する中で、『根本説一切有部律』の伝承と『大唐西域記』などが伝える伝承と、パーリアッタカターの伝承が細部に至るまで一致しすぎるので、むしろ違和感を覚えているほどである。したがってB文献資料に関しては、南北一致する資料の方が資料価値が高いという基準は、必ずしも成り立たないということを付言しておく。

[3] なお本稿においては、諸資料のなかに現れる「年齢」「年数」については、すべて満年齢扱いとした。

「モノグラフ」の第1号に掲載した【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」⁽¹⁾に記したように、釈尊の場合は入胎から起算する満年齢であるが、一般にはこれを適用することはできない。インドでは入胎をもってこの世への誕生とするのは一般的な見解であったとしても、普通は入胎日を特定することはできないからである。しかしおおよそ入胎は出胎のほぼ1年前であり、数え年齢の1歳は入胎から数える満年齢の1歳に近い。したがってここでは釈尊の場合もその他の人物の場合も、すべての年齢表記は、入胎から数えた満年齢で表されていると解釈した。あまりに厳密に考えすぎると、いたずらに混乱するばかりであり、むしろこの方が現実的には平均値を表すのではないかと考えたからである。

しかし古代インドにおいては満年齢とともに、数え年齢も採用されていたようであり、しかも漢訳文献については中国的な伝統にしたがって数え年齢が採用されていることも大いにありうる。またそれは出胎から起算するのが普通であったであろう。

また年齢だけでなく年数を表す場合や、年度を表す場合などは、足掛け年数を用いることもあれば、満1年に達しない年度を初年度として1で表すなどということがある。

このように「年齢」や「年数」の数え方については不確定要素が多く、またいちいちの文献がそれをきちんと意識したうえで記しているとも考えがたい。改めてこの扱いを考察することの必要性を痛感しているが、その方が計算がしやすいということもあり、ここでは便宜的に「満年齢」を採用することとしたわけである。

念のために記しておくが、釈尊の年齢は入胎から起算する満年齢で数えられるから、マヤー夫人の胎内から生れられた時点では満10ヶ月であって、厳密に言えばまだ1歳にはなっていない。この2ヶ月後に満1歳の誕生日を迎えられることになるわけであるが、年譜的にこれも記す場合は「1歳」とする。

この時養母となった摩訶波闍波提が「13歳」と記されている資料があったとすると、これは「出胎」から起算する「数え年齢」の13歳である可能性と、「出胎」から起算する「満年齢」の13歳である可能性があり、また「入胎」から起算する「数え年齢」の13歳である可能性も、「入胎」から起算する「満年齢」の13歳である可能性も存することになる。しかし本稿では、この13歳は「入胎から起算する満年齢」の13歳と理解する、ということになる。

(1) pp.127~132